

## 生駒市議会市民懇談会開催要綱

(目的)

第1条 生駒市自治基本条例（平成21年6月生駒市条例第20号）第11条第1項から第4項までの規定に基づき、市議会が立法機関及び意思決定機関としての責務を果たすため、生駒市議会市民懇談会（以下「市民懇談会」という。）の開催に関し必要な事項を定めるものとする。

(開催回数及び形式)

第2条 市民懇談会については、年1回以上、次の号にあげるいずれかの形式、又はこれらを組み合わせた形式で行うものとする。

- (1) 議会活動や議会での審議状況、その他重要と思われる事項等についての議会から市民又は各種団体（以下「市民等」という。）への報告
- (2) 市政の課題や施策、議会運営等についての市民等から議会への意見、要望、提言、質問（以下「意見等」という。）の聴取
- (3) 市政又は、議会運営等に関してテーマを定め、若しくは定めずに議会と市民等とが行う意見交換

(開催準備)

第3条 前条に定める開催形式の他、市民懇談会の開催に当たっては、次の号にあげる各事項についてあらかじめ定めるものとする。

- (1) 開催日時
- (2) 開催会場
- (3) 開催次第
- (4) 出席議員及び司会者、記録者を含む役割分担
- (5) 開催告知方法
- (6) 配布資料
- (7) その他開催に当たって必要な事項

2 前項については、第1条に定める開催目的を最も効果的に達成し得る方法を広報広聴委員会で協議し決定するものとする。

(発言)

第4条 市民懇談会において議員が発言をし、また参加者の発言を求めるとき、司会者及び出席議員は、次の各号にあげる点に留意するものとする。

- (1) より多くの参加者が発言できるよう運営に配慮する。
- (2) 特定の議員の発言に偏らないよう配慮する。
- (3) 市議会が合議機関として決定した事項に基づき開催することを各議員が自覚し、出席議員は、会派や議員個人の見解を述べてはならない。ただし、第2条第3号の形式により開催するときは、この限りではない。
- (4) 第3条第4号に規定する議員以外の議員は発言してはならない。ただし、司会者の許可があるときは、この限りではない。

(記録及び記録内容の提出、公表)

第5条 市民懇談会の開催に当たっては、録音し、記録者において発言者の発言内容を要点記録する。

2 前項の記録に基づき、広報広聴委員会委員長は市民懇談会終了後速やかに、市民等の意見等及び意見交換の内容について取りまとめ、議長に対し文書による報告書を提出する。

3 前項の報告書は、市議会ホームページにおいて公表するものとする。

(意見等の取扱い)

第6条 広報広聴委員会は、前条第2項で取りまとめた市民等の意見等に基づき、市行政に対する質問、要望、提言、市政及び議会運営に関して議会として取り組むべき課題を抽出し、意見等の取扱い方針として取りまとめ、議長に文書で報告する。

2 議長は、市行政に対する質問、要望、提言を、市長に文書で提出し、質問に関しては回答を求める。

3 議長は、市政及び議会運営に関して議会として取り組むべき課題を解決するための方策を講じる。

4 議長は、第1項における取扱い方針、第2項における回答結果、第3項における方策を市議会ホームページ等において公表する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成25年5月1日から施行する。